

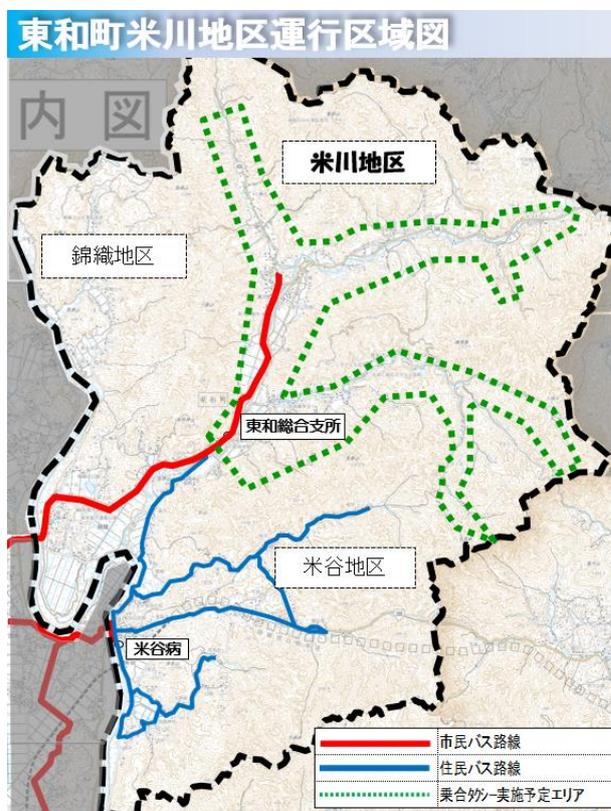
2. 協議

(2) 錦織地区デマンド型乗合タクシー運行事業の運賃設定について

1 錦織地区デマンド型乗合タクシー運行事業の概要について

錦織地区では、錦織地域振興会を運営主体として令和2年度に実証運行を実施し、令和3年度から本格運行を開始しています。

(1) 運行区域



(2) 人口及び面積

	人口 (R7. 12. 31 現在)	面積
東和町米谷地区	1,928 人	42.92 km ²
東和町米川地区	1,923 人	74.36 km ²
東和町錦織地区	1,263 人	23.92 km ²

(3) 令和7年度本格運行における利用実績及び会員登録数

①利用実績（令和7年12月末現在）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
稼働日数(日)	21	20	19	22	20	20	22	19	20
運行便数(回)	164	124	141	140	134	113	130	101	125
運賃収入(円)	54,300	48,400	53,200	56,600	51,400	42,400	51,200	39,500	50,800
利用者数(人)	164	144	164	166	156	124	152	119	151
1日平均利用者数(人)	7.8	7.2	8.6	7.5	7.8	6.2	6.9	6.3	7.6
1便当たり乗車人数(人)	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2



②会員登録数（令和7年12月末現在）

個人登録：73名

世帯登録：0世帯

3 錦織地区デマンド型乗合タクシー運行事業の運賃の設定について

(1) 運行事業者及び運行計画 (案)

別紙2-1 運行計画書(案) のとおり

(2) 運賃 (案)

■現在の運賃

目的地 利用者	錦織地区内	東和町域内 (錦織地区外)	東和町域外
一般	300 円	300 円	400 円
小学生	100 円	100 円	200 円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

■運賃 (案)

目的地 利用者	錦織地区内	東和町域内 (錦織地区外)	東和町域外	
			中田町域内	登米町域内
一般	300 円	300 円	400 円	500 円
小学生	100 円	100 円	200 円	300 円
小学生未満	無料	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額		—	—

(3) 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるための措置について

運賃の協議に際しては、道路運送法第9条第5項「前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されているため、運営主体である米谷地区地域づくり推進協議会により以下の措置を講じました。

【実施方法】①錦織公民館ホームページへの掲載

②錦織地区住民への意見募集チラシの配布

【実施期間】令和7年12月26日(金)～令和8年1月13日(火)

【実施内容】別紙2-2参照

【提出意見】

	区分	意見提出方法	意見内容
1	地域住民	口頭	(案)に同意します。安くてありがたいけど申し訳ないです。
2	地域住民	口頭	適当だと思います。
3	地域住民	口頭	(案)に同意します。安いと思います。
4	地域住民	口頭	(案)に同意します。

4 運賃協議部会の開催を要しないこととする軽微な事案について

運賃協議会の開催にあたる関係者の負担軽減と生産性向上を図る観点から、令和7年6月30日付物流・自動車局旅客課長事務連絡において「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」が公表されました。

当市においても、当該「目安となる考え方」を適用し、開催が必要となる場合を以下のとおり整理します。

(1) 運賃協議部会の開催が必要となる場合

- 1) 新たに協議運賃を適用する路線または区域を設定して運行をする場合
- 2) 既に運行している路線等とは別の経路・区域で路線等を設定して運行する場合
- 3) 既に運行している路線等における運賃を改定する場合

(2) 運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案

以下の場合においては、運賃協議部会の開催を要しないこととします。

- 1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗入する場合を除く。）でも運賃額に変更が無い場合。
- 2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- 3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- 4) 新たな決済手段を追加する場合

事務連絡
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

錦織地域振興会 運行計画書 (案)

別紙 2 - 1

1 運行区域

東和町錦織地区

2 実施期間

令和3年4月1日から (令和8年4月1日より変更予定)

3 運行日

月曜日から金曜日 (土・日・祝日及び12月29日～1月3日は運休)

及び錦織公民館まつり・錦織青空市の行事日

4 運行時間

便	運行時間	便	運行時間
第1便	午前8時00分	第2便	午前8時30分
第3便	午前9時00分	第4便	午前9時30分
第5便	午前10時00分	第6便	午前10時30分
第7便	午前11時00分	第8便	午前11時30分
第9便	午後1時00分	第10便	午後1時30分
第11便	午後2時00分	第12便	午後2時30分
第13便	午後3時00分	第14便	午後3時30分

5 運賃

	錦織地区内	東和町域内 (錦織地区外)	東和町域外	
			中田町域内	登米町域内
一般	300円	300円	400円	500円
小学生	100円	100円	200円	300円
小学生未満	無料	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—	—

6 使用車両

乗用車 (乗車定員5人) 1台

7 運行業者

石ノ森観光株式会社

8 登録施設

区分	施設名	施設名
公共施設等	登米市役所東和総合支所	旧錦織小学校
	社会福祉協議会東和支所	旧米谷小学校
	登米市東和町土地改良区	旧米川小学校
	東和包括支援センター	旧嵯峨立小学校
	みやぎ北上商工会東和支所	登米警察署東和駐在所
	錦織公民館	消防署東出張所
	米谷公民館	浅水ふれあいセンター〔中田町〕
	米川公民館	上沼ふれあいセンター〔中田町〕
	錦織ふれあいセンター	石森ふれあいセンター〔中田町〕
	内ノ目「恒心館」集会所	宝江ふれあいセンター〔中田町〕
	浅草集会所	登米公民館〔登米町〕
	大谷野浪漫館	登米総合産業高等学校〔中田町〕
	大清水清和館	登米高等学校〔登米町〕
	川端集会所	中田総合支所〔中田町〕
入沢集会所	登米総合支所〔登米町〕	
東和中学校・東和小学校		
医療機関等	米谷病院	上沼診療所〔中田町〕
	米川診療所	かがの歯科医院〔中田町〕
	東和歯科医院	グリーンヒルズ・デンタルクリニック〔中田町〕
	みうら眼科医院〔中田町〕	登米中田佐藤歯科クリニック〔中田町〕
	大坂医院〔中田町〕	桜井医院〔登米町〕
	佐藤裕也眼科登米分院〔中田町〕	登米診療所〔登米町〕
	おたおたにクリニック〔中田町〕	小出医院〔登米町〕
	おおさか歯科医院〔中田町〕	高橋歯科医院〔登米町〕
	ゆうじろう歯科クリニック〔中田町〕	
金融機関等	J A みやぎ登米 A T M 東和店	七十七銀行米谷出張所 A T M
	錦織郵便局	米川郵便局
	J A みやぎ登米東部なかだ基幹支店〔中田町〕	仙台銀行中田町支店 A T M〔中田町〕
商店等	セブンイレブン宮城東和錦織店	すてーきハウス牛楽
	モードステーションごとう	古民家カフェ甘欧
	アン美容室本店	居酒屋ささや
	サロンド・サトウ	女性専用整体feel
	バーバーメンフィス	ウジエスーパー中田店〔中田町〕
	マリー美容室	さくら薬局登米まいや店
	理容すがわら	仙台調剤薬局米谷店
	コメリ東和店	ツルハドラッグ登米中田店〔中田町〕
	道の駅林林館「森の茶屋」	ヨークベニマル登米中田店〔中田町〕
	沖縄料理がじゅまる	みやぎ生協加賀野店〔中田町〕
	コーヒーワンワールド	
その他	錦織こども園	普慶院
	米川聖マリア保育園	宝林寺
	蛇沼バス停	出雲神社
	赤坂バス停	錦織バプテスト教会
	大町バス停	国分や葬祭店葬祭会館元町ホール
	錦織バス停	米谷交通
	錦織教会前バス停	米川タクシー
	塚崎バス停〔中田町〕	桜学童みらいクラブ〔中田町〕
	みんなの家錦織	

2025.12.18

お知らせ

錦織地区デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見を募集！

錦織地域振興会では、令和2年度より地域内交通の体制を維持するため、デマンド型乗合タクシーを運行してまいりました。

現在、令和8年度から運行エリアを登米町の一部まで拡大する方針で進めています。登米町の追加にあたり料金設定について地域の皆様のご意見をお聞かせください。

なお、寄せられたご意見は登米市で開催される登米市地域公共交通会議運賃協議部会での協議の参考とさせていただきます。

詳しくは、12月25日の区長配布にて配布いたしましたチラシをご覧ください。

皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ



mizuki

0220-53-3003

錦織地区デマンド型乗合タクシーの運賃に関する意見を募集します

錦織地域振興会では、令和2年度より地域内交通の体制を維持するため、デマンド型乗合タクシーを運行してまいりました。現在、令和8年度から運行エリアを登米町の一部まで拡大する方針で進めています。登米町の追加にあたり料金設定について地域の皆様のご意見をお聞かせください。

なお、寄せられたご意見は登米市で開催される登米市地域公共交通会議運賃協議部会での協議の参考とさせていただきます。

◇錦織地区デマンド型乗合タクシー運賃（案）

	東和町域内	中田町域内	登米町域内
一般	300円	400円	500円
小学生	100円	200円	300円
小学生未満	無料	無料	無料
未登録者	通常運賃の倍額	—	—

※東和町域内、中田町域内の料金に変わりはありません。

◇募集期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月13日（火）まで

◇提出方法

【運賃意見】と明記の上、①住所・②氏名・③電話番号・④意見内容を明記し、郵送、ファックス、メールのいずれかにより提出してください。なお、指定の様式はありません。

◇提出先 登米市錦織公民館

〒987-0903 登米市東和町錦織字雷神山15-3

FAX：0220-53-3003

メール：nk3003@gmail.com

【注意事項】

提出できる意見は、錦織地区デマンド型乗合タクシーの運賃に関するものに限ります。また、意見に対する個別の回答は行いません。

【主催】 錦織地域振興会 錦織地区デマンド型乗合タクシー運行事業